

富士市景観形成基本計画



目 次

はじめに	1
1 富士市の景観の概況と課題	4
2 景観形成の基本目標	15
3 景観形成の基本方針	16
1) 基本方針の体系	16
2) 景観形成の基本方針	17
4 景観形成基本計画	20
1) 基本方針の体系にそった具体的な取り組み	20
[1] まちのシンボルづくり	20
[2] 活気のある景観づくり	25
[3] 風土や歴史を感じる景観づくり	30
[4] 快適な生活環境づくり	36
[5] 人が集うにぎわいの景観づくり	39
2) 景観特性同質ゾーンごとの取り組み	42
5 景観形成推進方策	44
1) 協働により景観形成を推進する体制づくり	44
2) 景観形成重点施策	47

1) 計画策定の背景

富士市では、富士山を背景とした美しい景観を形成するために、平成4年3月に、景観づくりの基本的指針となる「富士市都市景観形成ガイドプラン」を策定しました。このガイドプランを受け、平成6年3月に「富士市都市景観条例」を制定、同年9月に「富士市都市景観形成基本計画」を策定し、条例に基づく大規模建築物等の届出制度による指導を行うなど、条例を柱とする施策に取り組んできました。

また、富士市の特徴である工業地景観を向上させるために、平成8年3月に「工場地色彩ガイドライン」を作成し、色彩等の誘導に取り組んできました。平成14年度より、静岡県との協働で「富士市煙突撤去モデル事業」を実施し、不用となっている煙突の撤去を推進するなど、一定の成果をあげてきました。

しかし近年では、富士山の世界文化遺産登録を目指す動きが活発になるなど市民の景観への意識の高まりもみられる一方で、無秩序な形態や色彩の大規模建築物や屋外広告物も目立つようになり、これらの景観への対応方策が必要となってきました。

平成16年、景観法を含む景観緑三法*が公布され、良好な景観形成のための総合的な取り組みについて、法の担保を受けることが可能となりました。

このような状況を踏まえ富士市は、積極的に景観行政に取り組んでいくために、平成17年6月に景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画の策定に着手しました。また同法に基づく制度等を活用した総合的・体系的な景観形成施策に取り組むために既存の景観条例及び景観形成基本計画の改訂作業を進めてきました。

この「富士市景観形成基本計画」は、平成20年11月1日に合併した旧富士川町を含む富士市全域において、市民・事業者・行政が一体となり良好な景観の形成に取り組んでいくため、景観上の課題や景観法を踏まえた新たな施策の導入等を勘案し、平成6年策定の「富士市都市景観形成基本計画」を見直し策定したものです。

*景観緑三法：景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律

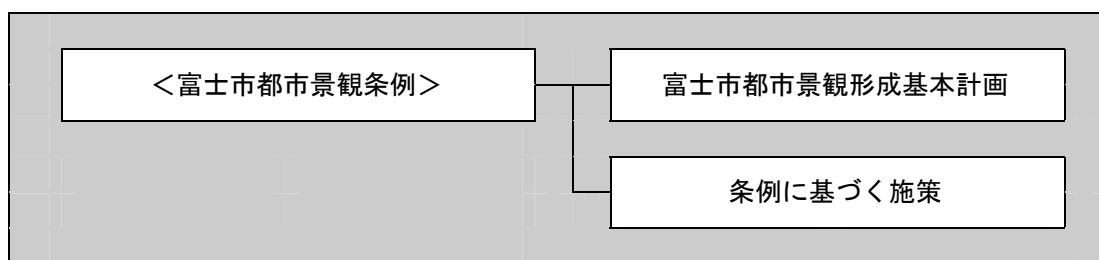
2) 富士市景観形成基本計画の位置づけ

本計画は、富士市景観条例に位置づけられた計画で、富士市の景観形成施策の基本方針を示すものです。また、景観法第8条に基づく景観計画の根拠・指針となるものです。

これまでは、地方自治法に基づく自主条例である「富士市都市景観条例」に基づき、指導を行ってきました。景観法委任部分と富士市独自の内容を継承する自主条例部分を一体化した「富士市景観条例」を新たに施行することにより、景観法に基づく施策を取り入れた景観行政を推進していきます。

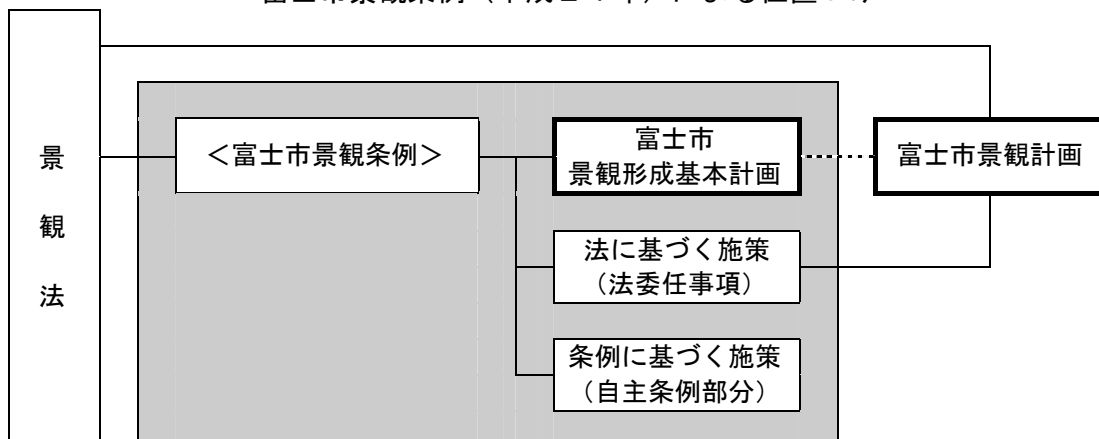
《景観形成基本計画・景観計画の位置づけ》

富士市都市景観条例（平成6年）による位置づけ



平成16年 景観法の制定

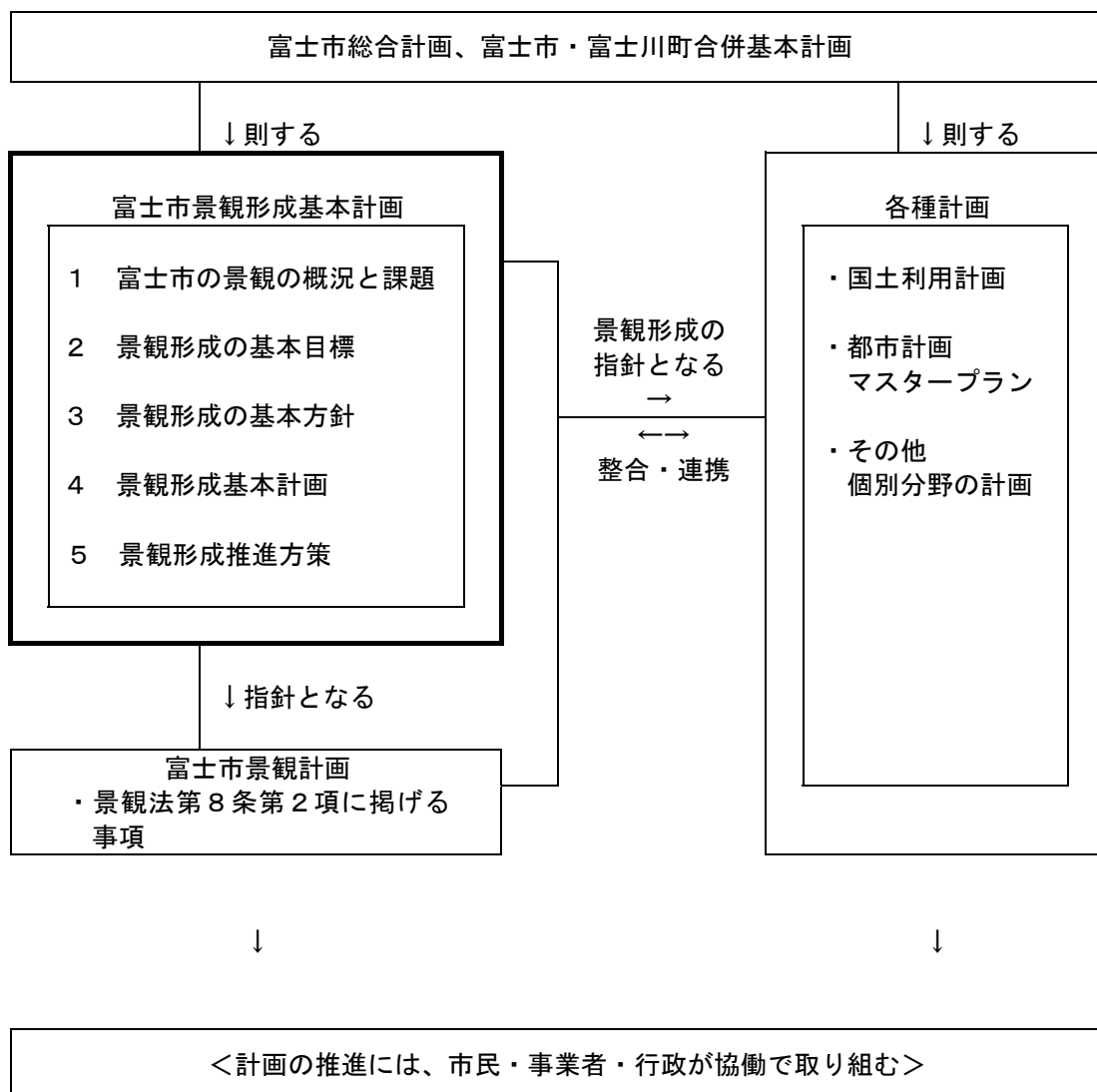
富士市景観条例（平成21年）による位置づけ



3) 関連計画等との関係

本計画は、富士市総合計画などの上位計画や国土利用計画、都市計画マスタープランなどの関連計画との整合を図った内容であり、個別分野の計画や施策における景観形成に関する指針となるものです。

また、市民・事業者・行政が景観形成に取り組む際の共通の指針となる計画であり、計画の推進には、個別分野の計画や施策と連携を図るとともに、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいくものです。



1 富士市の景観の概況と課題

1) 地形

富士市の市域の北側は、富士山9合目付近から山裾に至る南斜面地で、山麓の東側には愛鷹山、南には駿河湾、西には小高い岩本山と、富士川をはさんで野田山などの山地があります。

富士山は標高が日本一高い独立峰であり、市内のほぼ全域から優美で印象的な稜線のスカイラインを一望できます。世界に誇れる富士山の山体・山容は、富士市の街の背景となる大切な景観です。また、越前岳を主峰とする愛鷹連峰の稜線も独特のスカイラインを形成しています。

富士山麓の緩やかな起伏の斜面や谷筋、愛鷹山麓の険しい起伏の斜面や谷筋、岩本山北西部の断層急斜面、富士川西岸の急峻な山地など変化に富んだ地形と、そこに形成されている斜面緑地は街の背景となる景観です。

裾野に広がる平地は、西側が富士川扇状地、東側は浮島ヶ原です。

岩本山や富士川堤防などからは、平坦な市街地が広がっている様子が見られます。

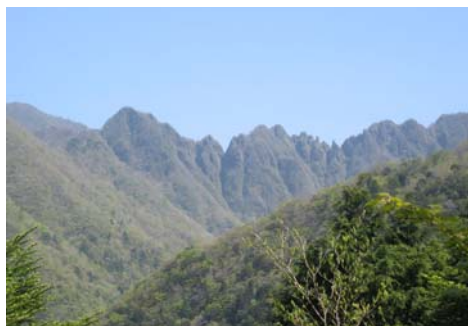
富士川の両岸には、広大な富士川緑地をはじめとする緑地公園やスポーツ広場が広がっています。東岸の雁堤が古郡氏親子三代によって50年余りの年月をかけて1674年に完成し、扇状地の水が治められ、富士地区では江戸時代には加島五千石と言われた穀倉地帯が形成されていました。その証として、街中に多くの用排水路が残されています。

駿河湾沿岸には丘状の砂州が連なり、海岸に沿って延々と続く松林が見られます。

砂州によって堰き止められた沼川は東から西へ流れ、愛鷹山麓に浮島ヶ原の平地を形成しています。現在は圃場整備が行われ、広大な水田風景が見られます。

急勾配で駿河湾に落ち込んでいる海岸には、高さが17m(標高)の堤防があり、そこからは富士山や伊豆半島など、雄大な景色が望めます。

このように、富士市の豊かな地形が育んだ様々な景観が、私たちの暮らしの背景となっています。



愛鷹山（鋸岳）



雁堤と市街地

2) 自然

富士・愛鷹山麓はヒノキの人工林や茶畑などに利用され、濃い緑の背景・遠景を形成しています。山裾の谷筋斜面には照葉樹林があり、新緑や紅葉の背景を形成しています。

冬季の冠雪した富士山の姿は、日本を代表する景観のひとつであり、四季の変化を印象づけます。笠雲など富士山の雲は、際立った地形から生まれる気象現象であり、印象的な景観です。茶畑の新緑、冠雪した風景、浮島ヶ原などの水田の水鏡や稲穂の黄金色も印象的です。

旧富士市と旧富士川町の間には流れる富士川は、河口では清流を湛える広大なオープンスペースを形成し、また、日本三大急流の一つとして数えられ、背後には急峻な山地など特徴ある自然景観を呈しています。

富士山の裾野から愛鷹山の裾野にかけて、清らかで豊かな湧水が分布し、山麓の谷筋には小河川が形成されています。富士山の恵である伏流水や地形がもたらす幾筋もの小河川は、身近な水辺の景観を育んでいます。

潤井川は富士山大沢に源を発し、湧水地帯を流れ、季節に影響されない豊かな流量を有しています。市街地を貫く印象的な水面も、富士山の恵を象徴する景観です。

これらの恵まれた豊かな水や地下水が、工業・農業用水として利用され、現在の工業都市を築いてきました。

駿河湾沿いの砂州上には、防潮保安林である松林が、緑の帯を形成しています。

このように、富士市は特徴ある良好な自然環境に恵まれています。



富士山こどもの国



大柵の滝

3) 市街地の歴史の変遷

市街地の景観は、歴史を重ねる中で変化してきました。身近なまち並み風景の中には、現在も残されている歴史的な景観、歴史的な経過の中で形成された特徴的な景観があります。

この地域は、古くから東海道や富士川渡船、富士川舟運などの歴史を有し、また、身延道との交差点でもあり、江戸や甲州三河岸などと交易を結び、人々の交流が盛んでした。宿場町から発達した吉原、間の宿として形成された柏原、本市場、岩淵などが、旧東海道筋に連なっています。

旧東海道の面影は、街道沿いの一里塚、寺社や屋敷、わずかに残る松、田子の浦を迂回する緩やかに曲がった道（広重の描いた左富士）などに見て取れます。また、宿場町から発達した吉原商店街通りには、古くからの町割も残されています。岩淵では、国有形登録文化財である旧小休本陣「常盤家主屋」やその周辺は、昔の面影を残しています。

今泉・原田・比奈・富士岡・中里・船津などの集落は、水害を避け同時に湧泉や清流が得やすい山麓に発達しました。これらの集落を結ぶ根方街道があります。根方街道沿いには豊かな湧水があり、狭く曲がりくねった旧道沿いに寺社や寺社林、屋敷や屋敷林があり、昔の面影の残るまち並み景観が形成されています。

海岸の松林北側の砂州上には田子・新浜・三四軒屋などの漁村集落が古くからあります。軒が迫った細い道も、在来漁村集落の特徴を伝えるまち並み景観です。

これらのまち並み景観は、観光スポットになるような古いまち並みではありませんが、市内のほかの地区と比べると、地域の歴史を語りかけている大切な景観です。

浮島ヶ原は排水が悪く古くは浮島沼がありましたが、昭和6年以降に排水路建設事業が本格化し、昭和放水路の完成により、一面に水田が出現しました。昭和40年代には、一角に浮島工業団地が造成されました。



富士川

明治23年に鷹岡村で操業を開始した当地方最古の洋紙製紙工場（富士製紙会社）は、タービン水車の運転に好都合な潤井川河畔に立地しました。愛鷹山麓の原田村に明治28年に立地した機械製紙工場（原田製紙）もタービン水車に依存したため、滝川のほとりに建ちました。原料・製品の輸送に貢献した東海道線鈴川駅（明治22年開駅・現在の吉原駅）と鷹岡・富士宮を結ぶ富士馬車鉄道の痕跡として、真っ直ぐな幹線道路が整備されています。

電動機の利用が普及すると、大型製紙工場は交通条件が良い東海道線沿いの平地に立地するようになりました。富士川扇状地の旧加島村に製紙工場（富士製紙第八工場）が立地し、それに合せて東海道線富士駅が開業、やがて駅前に市街地が整備され、この地域の中心地を築いてきました。

昭和24年に一部開通した岳南鉄道は、28年には鈴川・江尾間が全線開通し、湧水の豊富な沿線地域に立地した多くの製紙工場の貨物輸送や市民の足として利用されるようになりました。

東海道線や身延線沿線の水田地帯への工場の立地が続く中、昭和36年、潤井川と沼川の河口に工業港・田子の浦港が建設されました。鮫島の大工場（旭化成）は、港開設を機に立地しています。

高度経済成長期の中、首都圏と関西を結ぶ国土幹線として東名高速道路や新幹線が建設され、また、現在、第二東名高速道路の建設も進んでおり、山麓・平地の景観の中に、工場と煙突群・長大な高架構造物が出現しました。

このようにして、富士山の恵みの水により、工業都市富士市の景観が形成されてきました。



岳南鉄道



昔の田子の浦港（小須湊）



新富士駅開業（昭和63年）

4) 現在の市街地景観

工業都市として発展する中で人口も増加し、山麓部の住宅団地の開発や土地区画整理事業により、まとまった住宅地が形成されました。富士駅前地区・吉原地区などには、商店街が形成されています。

昭和41年の富士市・吉原市・鷹岡町の合併後、中央公園周辺の土地区画整理事業により、中心市街地が形成されてきました。このほか、新幹線新富士駅周辺においても拠点の整備に取り組んでいます。

富士市は、広大な富士山麓と裾野平野に市街地が広がり、複数の拠点市街地を擁し、その周辺に住宅地や大規模工業地が広がる姿となっています。その中を、国土幹線道路や鉄道が通過しています。

広大な市街地を一望する中では、まず、大規模な工場施設や煙突、幹線道路や鉄道の施設が印象的に見えます。

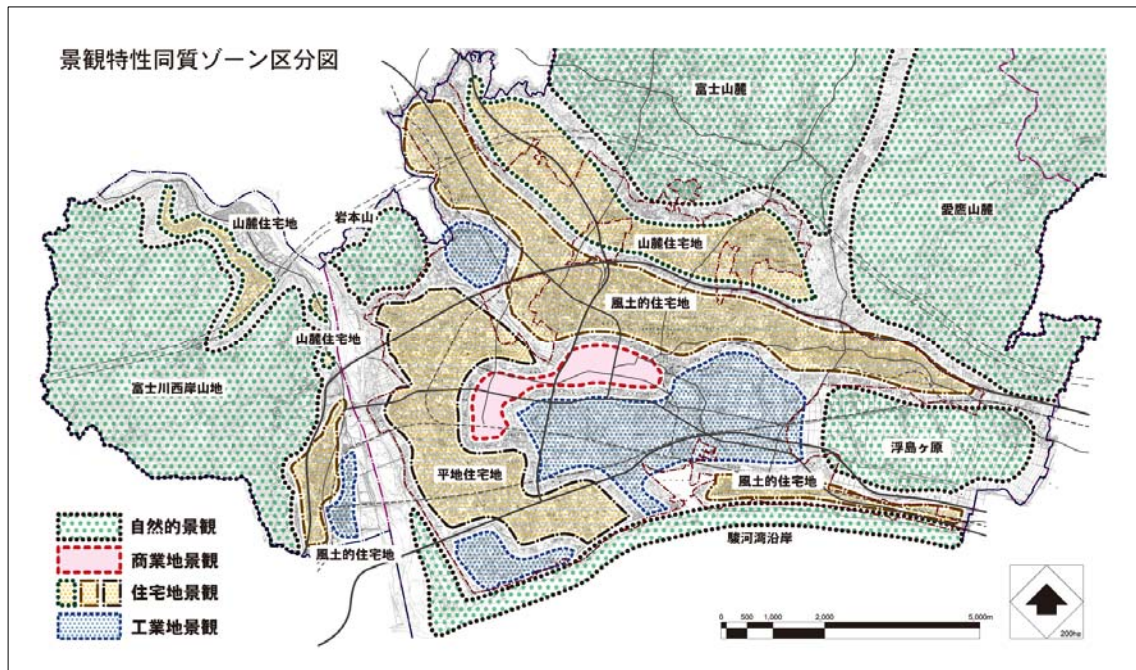
市街地の周辺には、山麓や海岸の緑、一団の茶畑や水田、果樹園も見ることができ、また、各拠点市街地には個性的なまち並みがあり、各地区には湧水や用水路、旧街道などの自然・歴史資産を継承した特徴的な景観があります。

眺望景観の中では目立たない存在ですが、それぞれが魅力的な景観です。



5) 景観特性同質ゾーンごとの景観形成の課題

富士市には多様な景観が見られますが、景観特性が同質のゾーンを以下のように分類し、そのゾーンごとの景観形成の課題を整理します。



(1) 自然的景観ゾーン

<富士山麓、愛鷹山麓、浮島ヶ原、岩本山、富士川西岸山地、駿河湾沿岸などの自然景観が優れた地区>

① 富士山麓地区

山麓に広がるお茶やしきみ（香花）などの商品作物の栽培をはじめとする特色ある農地景観や、豊かな自然景観を保全することが求められます。

住宅地開発などにおいては、良好な景観を創出するためのルールづくりなどが必要です。



② 愛鷹山麓地区

今後も開発を抑制し、豊かな自然を保全していくことが必要です。

第二東名自動車道については、市街地からの眺望に配慮して、十分な環境帯等を整備することが必要です。

樹林地や河川上流部の自然地は、市民の触れ合いの場としての環境整備や活用が望まれます。



③ 浮島ヶ原地区

水田や、貴重な植物が生息する湿原が広がる景観の保全を図るとともに、沼川等の自然を生かした市民が親しめる公園、散策路の整備が望まれます。



④ 岩本山地区

斜面緑地を保全していくことが必要です。

岩本山公園からの眺望を保全するために、眺望を阻害する施設等が立地しないように規制していくことが望まれます。



⑤ 富士川西岸山地地区

市街地の背景となっている豊かな自然景観を保全していくことが必要です。

野田山などにおいては、市民のやすらぎや憩いの場として、豊かな自然環境を活かした整備や活用が望まれます。



⑥ 駿河湾沿岸地区

10kmに及ぶ富士市の海岸沿いに延々と続く松林は、貴重な景観資源として将来に残していくため、適切な管理が必要です。また、広大な河川敷を有し、幅約2,000mに及ぶ富士川河口部は、貴重な鳥類・植物・魚類が分布しており、豊かな自然景観の保全が必要です。



(2) 商業地景観ゾーン

＜富士駅前商業地、吉原商店街、富士中部・市役所周辺商業業務地、幹線道路沿道などの商業・業務施設が集積した都市景観を有する地区＞

富士市を代表する市街地にふさわしい、魅力的なまち並み景観やにぎわいの創出などが必要です。

奇抜な形態、色彩の建築物・工作物や屋外広告物などの出現、氾濫を抑制していくことが課題となっています。



(3) 住宅地景観ゾーン

＜富士山・愛鷹山麓などの山麓住宅地、富士川地区・元吉原地区旧東海道筋や根方街道沿いなどの風土的住宅地、旧富士地区の在来集落から発展してきた平地住宅地などの各住宅地区＞

① 山麓住宅地区

山麓の自然景観と調和する住宅地づくりが必要であり、住宅地整備などにおいて、良好な景観を創出するためのルールづくりなどが必要です。

この地区内にある広見公園、富士総合運動公園などの緑の拠点を核にした、緑のネットワークづくりが必要です。

東名高速道路や西富士道路等、構造物が露出している施設については景観上の配慮をすることが必要です。

② 風土的住宅地区

地区内に点在する神社・仏閣や水量豊かな河川・水路等の資源を生かした景観づくりが期待されます。

現在の居住環境を一層豊かなものにしていくために、公園の整備、緑と歴史の散歩道づくり、神社・仏閣周辺の歴史的環境づくり等を進めることが必要となっています。

第二東名自動車道については、周囲の景観及び環境に配慮した整備を行うことが望まれます。

③ 平地住宅地区

地区全体にわたって土地利用が混在化しており、住宅地としてのきめの細かい環境づくりを進めていくことが必要です。

特に、高架構造物の景観上の配慮、幹線道路沿道の環境整備、河川・水路を生かした市民の憩いの場づくり、地区全体の緑化の推進等が必要です。

(4) 工業地景観ゾーン

<工場が集積する地区>

工業を優先する地区ですが、住宅も多く立地しているために、基本的には土地利用純化を進めていくことが必要です。

また、工業地内の幹線道路の環境整備も必要であり、地区住民が安全に生活できるよう配慮することが必要です。

さらに、古い建物や煙突の修景対策が課題となっています。不用となっている煙突については、景観上及び防災上、撤去が望まれます。



6) 今後の都市づくりにおける景観形成への配慮

新幹線新富士駅南地区では土地区画整理事業に取り組んでおり、高度な都市機能を支える商業業務地や安全で快適な住宅地の形成など、地区の特性を活かしたまちづくりが進められています。富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」がオープンした（平成20年4月）新富士駅北地区においても、富士市の新しい顔としての地区整備が検討されています。

第二東名富士IC周辺においては、岳南地域の新しい拠点にふさわしい流通業務拠点の整備が進められています。幹線道路として重要な役割を担う国道1号は高架化の計画があり、現在平面となっている区間を高架とする際は、圧迫感の軽減に努めるなど景観上の配慮が望まれます。

富士川両岸を結ぶ新々富士川橋や、市街地から第二東名ICへ向かう本市場大淵線、富士山を正面に仰ぐ国道139号富士改良事業（藤間前田線）など都市計画道路整備と沿道土地利用の変化にあわせて、道路からの眺望景観の確保や沿道のまち並み景観づくりが望まれます。

富士山の南麓に造成されている、大規模な「富士山フロント工業団地」においては、市街地及び周辺からの富士山眺望を阻害しないような配慮が必要です。

田子の浦港西側の富士海岸では緑地の整備が進んでおり、憩い・交流の場としての役割が期待されています。整備にあたっては、周辺の松林との調和に配慮しながら、富士山や駿河湾などのパノラマ眺望を活かすことが必要です。

富士山世界文化遺産登録に向けた動きも活発化しており、富士山麓の自然景観の保全、歴史的資源の保全・整備について配慮が必要となっています。また、富士山静岡空港の開港や第二東名の開通により、富士山地域を訪れる観光客等の増加が見込まれ、富士市をアピールし、また、もてなしとなる良好な景観づくりへの取り組みが必要です。



第二東名富士IC工事

7) 景観形成の課題のまとめ

富士市の景観は、第一印象として、雄大・広大な自然景観の中で、大規模な施設景観が目立っています。

まちの中には、特徴的な地形や自然を背景として営まれてきた特徴的な産業や築かれてきた市街地、各地区に点在する歴史的・個性的・魅力的な施設などの特徴的な景観があります。

今後の景観形成にあたっては、広大な市域の卓越した眺望景観の中に点在している多様な魅力的景観を活かし、富士市の活力をアピールし、市民生活の豊かさを感じられるような景観づくりに取り組んでいく必要があります。観光や交流の観点では、にぎわいを演出する景観づくりへの取り組みも求められます。

<景観形成の課題>

- 富士市の魅力をアピールする景観づくり
- 市民生活の豊かさを感じられるような景観づくり
- にぎわいを演出する景観づくり

以上をふまえ、基本目標、基本方針、基本計画、推進方策を定めます。

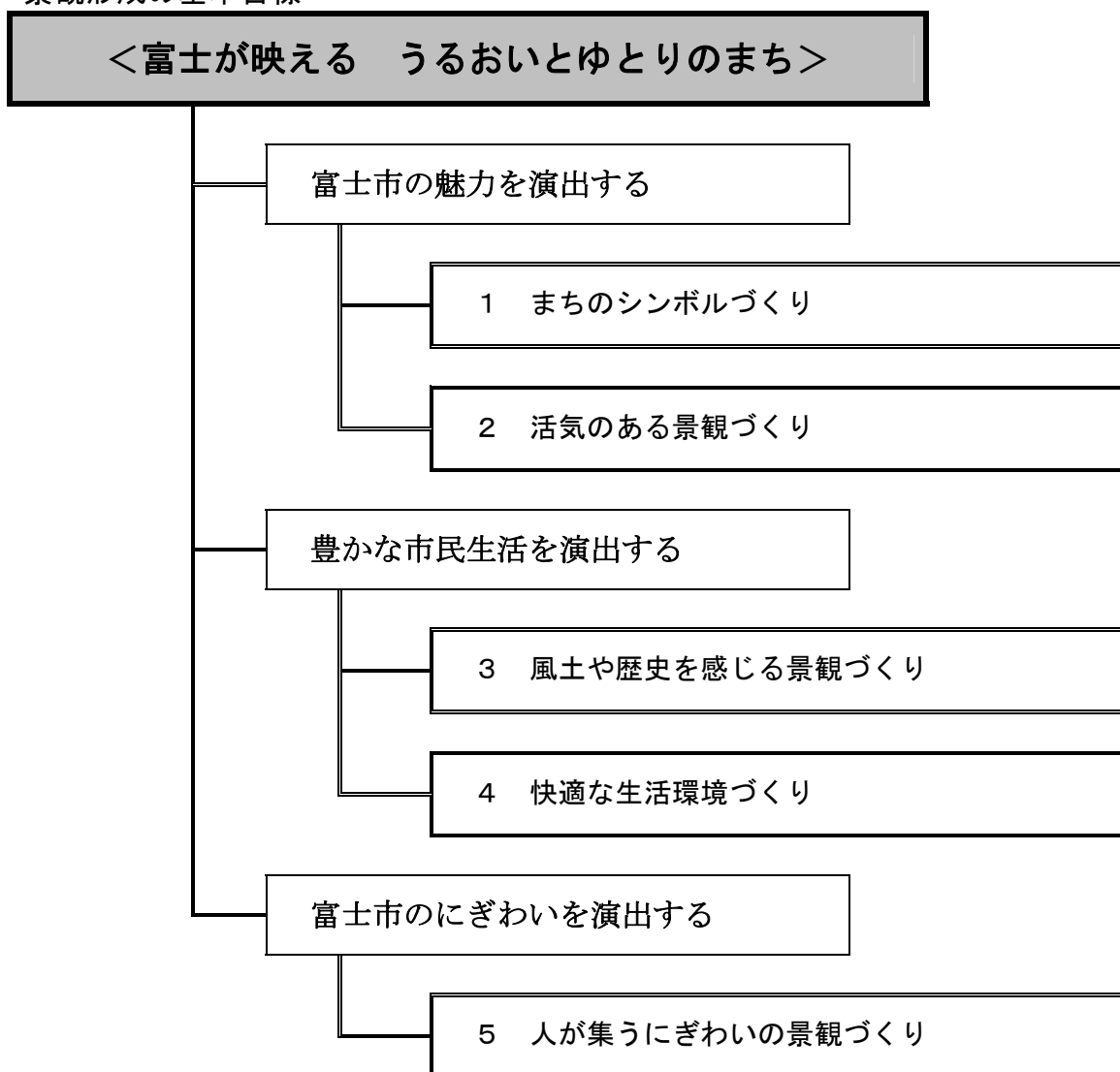
2 景観形成の基本目標

富士市の景観形成は、**〈富士が映える うるおいとゆとりのまち〉**を目指します。

富士山の眺望を大切にし、富士山を背景とした魅力的な都市景観を創出し、都市景観の中で富士山が映えるようにしていきます。また、富士山の恵みである湧水や河川の水、森林や里山の緑などのうるおいの感じられる景観を大切にし、広大な裾野に広がる市街地では、ゆとりの感じられるまち並み景観を育てていきます。

施策の展開にあたっては、富士山を中心としたまちのシンボルづくりや富士市の活力の演出など、多くの人への見せ方に配慮し、「富士市の魅力を演出する」景観づくり、きめ細かい配慮により「豊かな市民生活を演出する」景観づくり、まちの魅力スポットにおける「富士市のにぎわいを演出する」景観づくりの3つの観点で、次の5つの方向性について取り組んでいきます。

景観形成の基本目標



2) 景観形成の基本方針

基本方針の内容は、次のとおりとします。

□1□ まちのシンボルづくり

富士市の魅力を演出するため、富士山の眺望景観を活かし、まちの顔となる景観や市を象徴する景観について、良好な景観の形成を図ります。

(1) 富士山の眺望を活かした都市景観の創出

富士山の裾野に広がるまちの立地条件を積極的に景観づくりにも活用し、様々な面で富士山を都市景観の中に取り入れる工夫をしていきます。

(2) 富士市を代表する市街地景観の形成

富士市と言えばすぐにイメージできるようなまち並み景観を創出するため、市を代表する市街地景観の形成を図ります。

(3) 地域のシンボルとなる公共施設景観の創出

中央公園や青葉通りなどは、多くの人々が訪れ、目にするため、美しい景観づくりが必要です。

地域の顔となる施設や中心軸となる道路、河川などについて積極的に景観づくりを進め、地域のシンボルとなる景観の形成を図ります。

□2□ 活気のある景観づくり

富士市の魅力を演出するため、富士市の特色である多様な産業が集積した工業地や、中心市街地、交通拠点周辺などにおいて、活気のある良好な景観の形成を図ります。

(1) 工業地景観の向上

工業地が広がる景観は富士市の特徴であり、ここの景観整備を積極的に進め、先進的な工業地景観の創出を目指していきます。

(2) 商業・業務地景観の向上

富士市の商業地は、富士駅前や吉原の商店街、富士中部地区や国道1号、139号沿道の郊外型店舗などに分散しています。

楽しく買物ができる商店街の景観づくりや市の中心に相応しい商業・業務地の景観づくりを進めていきます。

(3) 交通拠点や交通施設等の景観の向上

東名富士ICや第二東名IC、田子の浦港など交通拠点となる地区や大規模な交通施設は、単に機能のみを追求するのではなく、デザインや修景などを工夫することによって、うるおいのある景観の創出を目指していきます。

□ 3 □ 風土や歴史を感じる景観づくり

豊かな市民生活を演出するため、富士山をはじめとする優れた自然や、由緒ある歴史的文化的資産を大切に、富士山麓に伝わる風土や歴史を感じる良好な景観の形成を図ります。

(1) 自然景観の保全

富士市の市街地は、豊かな自然環境に囲まれています。

富士山をはじめとする自然景観は、憩いとやすらぎを与えてくれる大切な資産ですので、美しい市街地の背景として積極的に景観保全を図っていきます。

(2) 水と親しむ景観の創出

市民の大切な資産である河川や湧水地などの水辺環境について、親水化を積極的に進め、水辺景観の整備を行っていきます。

(3) 歴史的景観の保全・継承

富士山や旧東海道に関する旧跡、由緒ある寺社・仏閣などの歴史的景観資源は、地域の個性として積極的に保全・修復を図り、魅力的な景観を次代へ継承していきます。

□ 4 □ 快適な生活環境づくり

豊かな市民生活を演出するため、市民の日常生活における馴染み深い景観を大切に、快適で親しみのある良好な景観の形成を図ります。

(1) 緑豊かな居住地景観の形成

うるおいのあるゆったりとした居住地景観の形成のため、住宅地内の緑化の推進や緑地の保全を図ります。

(2) 富士山に似合うまち並み景観の形成

富士山の山容、市街地を取り囲む山々の稜線、すそ野の起伏・森林などの緑の景観はまちの背景であることから、各地域で、それぞれの背景に調和したまち並み景観を形成していきます。

(3) 市民に親しまれる公共施設景観の形成

道路や公園などは、使いやすさとともに親しみを持てるようにすることが必要です。

公共公益施設のデザインの質を高め、緑化や修景などにより、魅力的な公共施設景観づくりを進めます。

□5□ 人が集うにぎわいの景観づくり

富士市のにぎわいを演出するため、市民活動やお祭りなど、人が集う空間の環境や景観を整備し、まちの楽しさやにぎわいを感じる良好な景観の形成を図ります。

(1) 人が集う空間の確保と活用

人が集うにぎわいを創出するため、まちの拠点や観光スポットには人が集える空間を確保し、また、公共施設のオープンスペースなどは祭りなどのイベントに利用できるようにしていきます。

(2) まちの楽しさやにぎわいの演出

人が集う空間では、市民・来訪者の誰もが富士市のまちの楽しさやにぎわいを感じられるように、美観の維持、修景・演出をしていきます。

4 景観形成基本計画

1) 基本方針の体系に沿った具体的な取り組み

景観形成施策展開の5つの方向性、景観形成の基本方針に沿った具体的な景観形成への取り組みや対象は、次のとおりとします。

□1□ まちのシンボルづくり

各基本方針に沿った具体的な取り組みや対象は、次のとおりとします。

基本方針1-(1) 富士山の眺望を活かした都市景観の創出

① 眺望点での富士山の眺望の確保と活用、PR

眺望点から富士山を積極的に見せるために、その阻害要素となる新たな建物や構造物に対し、色彩の規制や高さの誘導等を図る。

公共施設や多くの人々が利用する施設においては、富士山の眺望場所を確保するように努める。

富士山をはじめ魅力的なパノラマ景観や、四季折々の変化や夜景の魅力などを、サインや案内板、マップ、情報発信により、PRしていく。

《対象》 岩本山公園、富士川緑地、雁堤、富士山こどもの国、中央公園、広見公園、富士総合運動公園、浮島ヶ原自然公園、野田山健康緑地公園などの主要公園、新富士駅、田子の浦港、富士海岸、ふじさんめっせ、富士川楽座など、多くの市民・来訪者が集まる場所。

② 富士山を見せる軸づくり

富士見大通り（田子浦伝法線）及び本市場大淵線での富士山眺望の演出のため、道路及び沿道の緑化、沿道建物や屋外広告物の規制・誘導等を推進する。また、電線類の地中化推進を検討する。

富士川蒲原線、国道139号の一部（富士改良事業）など、富士山を正面に見る幹線道路は、富士山の眺望を活かすよう沿道の良好な景観形成に努める。



富士見大通り

《対象》 富士見大通り（田子浦伝法線）、本市場大淵線。
国道139号の一部、富士川蒲原線など富士山を正面に仰ぎ見る幹線道路

③ 市内の富士山景観の保全

市街地からの富士山の眺望可能範囲において、緩やかに広がる裾野の美しさ、雄大さの景観保全、規制誘導を図る。

自然環境の保全と創造のための施策を推進するとともに、自然の節度ある利用に努めるため、森林地域における重度開発の総面積を抑制する。また、大規模開発や構造物の建設にあたっては事前相談を義務付け、景観への影響を極力規制する。

山麓の緑地は景観緑地として保全を図り、山麓の住宅地では、景観を損なわないよう緑豊かな住宅地の誘導を図る。

富士山をバックにした豊かな広がりを持った田園景観の保全を図る。

大気汚染物質の排出量削減を推進する。



《対象》 市街地から富士山の眺望可能範囲、富士山麓、愛鷹山麓の緑地、山麓住宅地、浮島ヶ原、工業地。

基本方針1－(2) 富士市を代表する市街地景観の形成

① 市の表玄関景観の形成

富士駅及び新富士駅は、富士市の玄関口として、富士山や水、工業都市など富士市をイメージする景観づくりを行う。

富士駅及び新富士駅周辺の建築物や屋外広告物が富士山の眺望景観を妨げないように、その高さや色彩等に関する指導、誘導を行う。



《対象》 富士駅及び新富士駅。

② “市の顔” 景観の形成

新富士駅周辺地区及び中央公園周辺の中心市街地は、市の顔となるよう、公共建築物のデザインや敷地の緑化に配慮する。

富士見大通りとそれに交わる青葉通りの整備や中央公園の充実とあわせ、質の高い空間を創出する。

地区計画などに基づき、良好な景観形成に配慮した民間建築物の誘導を図る。



ロゼシアター

《対象》 新富士駅周辺地区及び中央公園周辺の中心市街地。

基本方針 1- (3) 地域のシンボルとなる公共施設景観の創出

① 中央公園周辺のまち並み景観整備

中心市街地のオアシス空間として、緑と水をテーマとした整備を図る。

公園内の池に映る逆さ富士や、園内緑地景観の保全を図るため、周辺建物や構造物のデザイン、高さに関する指導、誘導を行う。



《対象》 中央公園・周辺市街地。

② シンボル道路の整備

富士山を真正面に望む富士見大通りや本市場大渕線、これらに交わる青葉通りは、市のシンボル道路として、電線類地中化の推進検討や、沿道の建物・屋外広告物の規制・誘導等を行う。

また、道路及び沿道の緑化、歩道デザインの工夫等を行う。



青葉通り

《対象》 富士見大通り、本市場大淵線、青葉通り。

③ シンボル河川の整備

広大な河原を有する富士川、市の中心部を流れる水量豊かな潤井川は、市のシンボル河川として、河川敷や沿岸の公園化、桜並木の保全、散策路の整備等により、市民に親しまれる水辺の創出を図る。



潤井川の桜並木

《対象》 富士川、潤井川。

□2□ 活気のある景観づくり

各基本方針に沿った具体的な取り組みや対象は、次のとおりとします。

基本方針2－(1) 工業地景観の向上

① 工業地や大規模工場の景観整備

工場の建物や設備の美化、工場敷地周辺の門や塀等の美化、緑化等により市民に親しまれる工場イメージの創出を指導及び誘導する。

施設の色彩にはガイドラインを示し、協力を要請する。

景観モデル工場の選定や表彰を検討する。

《対象》 工業地、大規模工場。

② 煙突の撤去や修景

使用していない煙突の撤去を推進・支援する。

新設煙突は、景観に配慮した色彩とするよう誘導する。

赤白塗装の煙突は、景観に配慮した色彩への塗り替えを誘導・支援する。(航空法に基づく、高光度航空障害灯、中光度白色航空障害灯を設置する場合など)

《対象》 使用していない煙突、赤白塗装の煙突、新設煙突。

<煙突撤去例>



撤去前



撤去後

③ 道路の緑化の推進

工業地内道路の緑化を推進する。

《対象》 工業地内の主要幹線道路。

基本方針 2 - (2) 商業・業務地景観の向上

① 中心商業地の景観整備

商店街の北側正面に富士山が見え、健康をテーマとしてイメージ展開している富士商店街、旧東海道の宿場町の風情の再生に取り組む吉原商店街は、それぞれのテーマに沿った景観づくりを進める。また、メイン道路の緑化、電線類の地中化、歩道デザインの工夫を行うとともに、沿道建物のセットバック化、建物の色彩や屋外広告物の規制・誘導等によるにぎわいのある買い物空間の創出を図る。



吉原商店街

新富士駅周辺地区及び市役所周辺の中心商業・業務地においても、道路緑化、電線類の地中化、歩道デザインの工夫等、沿道建物のセットバック化、建物の色彩や屋外広告物の規制・誘導等により、良好な景観の創出を図る。

《対象》 富士商店街、吉原商店街。新富士駅周辺地区及び市役所周辺の中心商業・業務地。

② 幹線道路沿道商業地の景観整備

道路景観の雰囲気乱雑な印象とならないように、屋外広告物や建築物の外観などの形態・意匠に配慮し、道路境界からのセットバック、道路沿いの緑化、修景などにより、うるおいのある道路景観の創出を図る。



《対象》 国道1号、139号、富士中部地区など幹線道路沿道の商業集積地、大型商業施設。

基本方針2－(3) 交通拠点や交通施設等の景観の向上

① 高速道路 I C 周辺の景観形成

東名富士 I C 及び第二東名 I C は周辺景観との調和を図るため、極力緑化を推進する。

また、第二東名 I C 周辺は、地区計画制度の活用により土地利用の誘導、良好な景観形成を図る。

《対象》 東名富士 I C 及び第二東名 I C、富士川スマート I C。

② 高速道路及び高架幹線道路沿道の景観形成

第二東名高架部は、一部の地域から富士山や愛鷹山を望む上での阻害要因となることから、そのデザインや道路の修景に特に配慮する。

国道1号の立体化を行う際には、沿道景観との調和に配慮した道路デザインの工夫や道路の緑化を要望する。



第二東名高速道路

《対象》 東名・第二東名高架部、国道1号高架部。

③ 田子の浦港の景観形成

田子の浦港から富士山の眺望を阻害する煙突の修景を誘導する。

港周辺の倉庫群、工場群の建替え及び塗り替え時には、そのデザインや色彩に対する指導・誘導を行う。



港の西側の富士海岸にシンボル緑地を配置し、富士山をはじめ、愛鷹山や箱根・南アルプス、伊豆半島、駿河湾、三保などへの360度の眺望が楽しめる施設を有する市民の憩い・交流の場として、周辺の松林との調和に配慮した整備を進める。

《対象》 田子の浦港。

④ 人に優しい交通環境の演出

道路・橋梁・高架、港、駅など交通施設のデザインは、ユニバーサルデザインに配慮し、親しみとうるおいが感じられるものとする。


新々富士川橋の建設にあたっては、雄大な富士川と富士山の景観に調和する形状・色彩とするよう努める。


《対象》 新富士駅、富士駅、新々富士川橋など公共施設のデザイン。

個別方針図（2/4）


活気のある景観づくり

(1) 工業地景観の向上

 大規模工場

 煙突対策（撤去済・修景済）


(2) 商業・業務地景観の向上


 中心商業地・業務地

 幹線道路沿道商業地


(3) 交通拠点や交通施設等の景観の向上

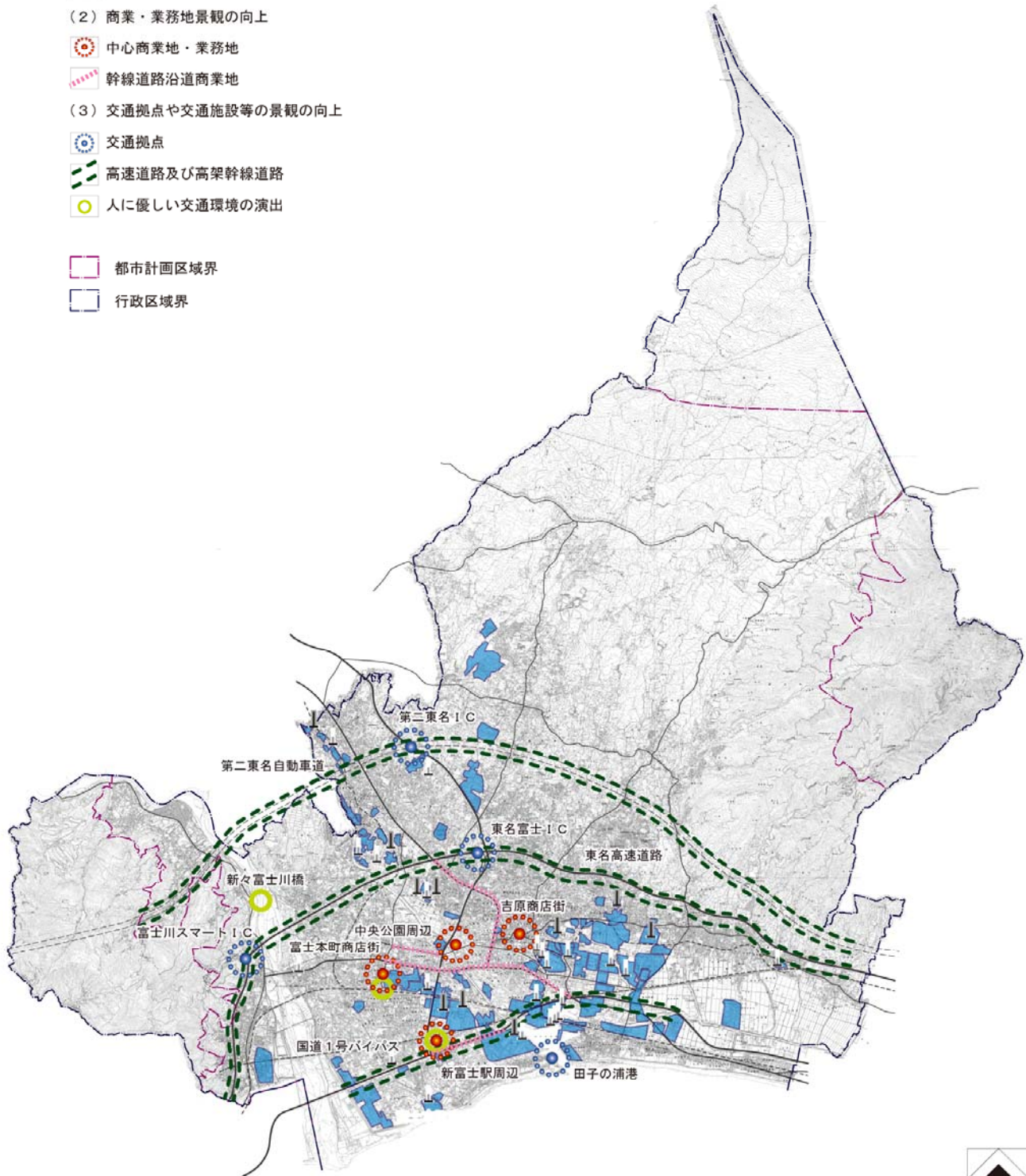
 交通拠点

 高速道路及び高架幹線道路

 人に優しい交通環境の演出

 都市計画区域界

 行政区境界



0 500 1,000 2,000 5,000m



□3□ 風土や歴史を感じる景観づくり

各基本方針に沿った具体的な取り組みや対象は、次のとおりとします。

基本方針3－(1) 自然景観の保全

① 富士山及び愛鷹山麓の緑景観の保全

市街地から眺望される富士山麓景観の保全のため、富士山麓及び愛鷹山麓の農地・森林の保全を図る。

茶畑など、山麓の特色ある農地景観の保全を図り、世界的な遺産にふさわしい富士山景観を形成する。

富士山麓の不法投棄パトロールを強化する。

富士山の清掃活動に積極的に取り組む。



鋸岳・越前岳と富士山

《対象》 山腹から山麓の森林、山麓の茶畑。

② 海岸線と緑景観の保全

駿河湾に面する海岸線とその背後の松林は、富士市の南の外縁部を形づくる雄大な景観軸であり、その保全を図る。

また、公園、散策路として整備・活用を図る。



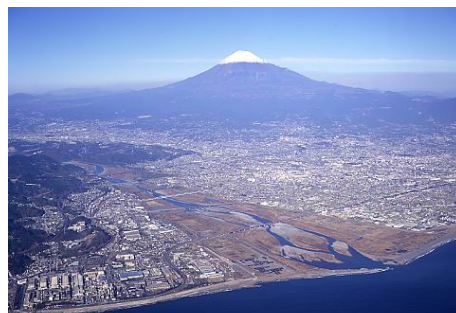
(仮称) 富士シンボル緑地

《対象》 駿河湾に面する海岸線とその背後の松林。富士と港の見える公園、港公園、入道樋門公園、砂山公園、富士マリンスプール周辺、昭和放水路周辺、(仮称) 富士シンボル緑地など。

③ 富士川の景観保全と河川敷の公園的活用

スポーツ公園として親しまれている富士川緑地は、雄大な富士山景観を有し水と緑に親しむことができる環境を整備する。

また、近隣の雁堤や岩本山、鳥獣保護区に指定されている河口一帯など流域の自然景観の保全とあわせて、富士川下流域の魅力的な景観形成を図る。



《対象》 富士川河川敷。雁堤や岩本山、河口一帯。

④ 緑と花の景観の活用

桜をはじめ新緑、紅葉など四季折々の自然の美しさを見せる丸火自然公園など、緑豊かな環境で眺望景観を得られる場所は、公園・散策路等の整備を図る。

浮島ヶ原自然公園は、貴重な湿性植物や素晴らしい風景を保全するため、市民が親しめる湿原散策路等の整備を進める。



はたご池

野田山健康緑地公園、はたご池、ふれあい耕房富士川など、富士山や富士川の眺望が優れた場所が点在する富士川西岸の山地は、豊かな自然環境を活かした環境モデル地域として、土地利用を制限し、保全・整備を図る。

岩本山公園の梅、中央公園のバラ、広見公園の桜、バラ、浮島ヶ原のレンゲソウ、雁堤のコスモス、大淵周辺の茶畑など、富士山を背景とした素晴らしい景観を、後世に引き継ぐよう努める。

《対象》 丸火自然公園、浮島ヶ原自然公園、野田山、はたご池、ふれあい耕房富士川。

岩本山公園の梅、中央公園や広見公園のバラ、浮島ヶ原のレンゲソウ、雁堤のコスモス、大淵周辺の茶畑など。

⑤ 岩本山の緑地保全

岩本山は、景観緑地として保全を図る。

岩本山公園は、市民の憩いの場として、また、富士山、富士川、市街地が一望できる眺望点として公園・散策路の整備・保全を図る。また、梅をはじめ桜やアジサイなど、四季折々の花の名所として、来訪者に親しまれるよう整備に努める。



《対象》 岩本山

基本方針3－(2) 水と親しむ景観の創出

① 河川の景観整備

河川護岸の公園化あるいは散策路の整備等により、市民に親しまれる水辺の創出を図る。

小潤井川、沼川、前川など川沿いの桜並木を活かし、富士山の眺望と水辺・桜が調和した風景を楽しむ場所づくりを推進する。

大棚の滝を有し、市内随一の渓谷美を見せる須津川渓谷は、市民が清流に親しめるようキャンプ場、散策路、緑地などの整備・保全を図る。



須津川渓谷

《対象》 潤井川、田宿川、滝川ほか市街地内の河川。小潤井川、沼川、前川など桜並木のある河川。須津川渓谷。

② 水辺や湧水地のある住宅地でのうるおいある景観づくり

湧水や河川・水路等のある集落では、それらを活かし、水に親しむ景観づくりを行う。(親水公園・親水河川等の整備、美観の創出・維持の活動)

泉の郷(比奈・原田)地区では、水と共生できる環境づくりを推進する。

富士地区では、豊富な用水を活かし、うるおいある景観づくりを推進する。



田宿川

《対象》 水辺や湧水のある地区、泉の郷（比奈・原田）地区、富士地区。

基本方針 3 - (3) 歴史的景観の保全・継承

① 富士山に関連する資産の保全と周辺整備

富士山の参詣道など富士山に関連する旧跡や歴史的な資産を保全・整備・活用する。



竹採公園

《対象》 村山口登山道、富士塚、浅間神社、竹採公園周辺など富士山参詣旧道・旧跡。

② 歴史的施設の保全と周辺整備

古^こ谿^{けい}荘や小休本陣常盤邸、実相寺、毘沙門天、曾我寺等の保全とその周辺のまち並みや参道等の歴史的たたずまいの保全、修復、創出を図る。



小休本陣常盤邸

《対象》 古谿荘や小休本陣常盤邸、実相寺、毘沙門天、曾我寺、浅間古墳など。

③ 雁堤の保全と活用

雁堤について、歴史的遺産として保全を図るとともに、市民に親しまれる公園として活用を図る。



《対象》 雁堤。

④ 旧街道筋のまち並み保全

旧東海道筋に現在も残されている歴史的なたたずまいの保全を図るとともに、街道には、松並木の再生やスポット的な公園整備等を図る。

旧街道沿いの在来集落は、風土色豊かなたたずまいを持った住宅地として、その保全を図る。

歴史的な建物の保全や修復にあたっては、公的機関が指導、助言を行うとともに補助を行う等の方策を検討する。




左富士ポケットパーク


《対象》 岩淵一里塚、左富士周辺など旧東海道筋、旧街道筋。


個別方針図(3/4)

風土や歴史を感じる景観づくり

(1) 自然景観の保全


 緑地景観の保全/海岸線・緑景観の保全

 富士川河川敷の活用


 緑と花の景観の活用


(2) 水と親しむ景観づくり

 河川の親水化


 水辺や湧水のある地区

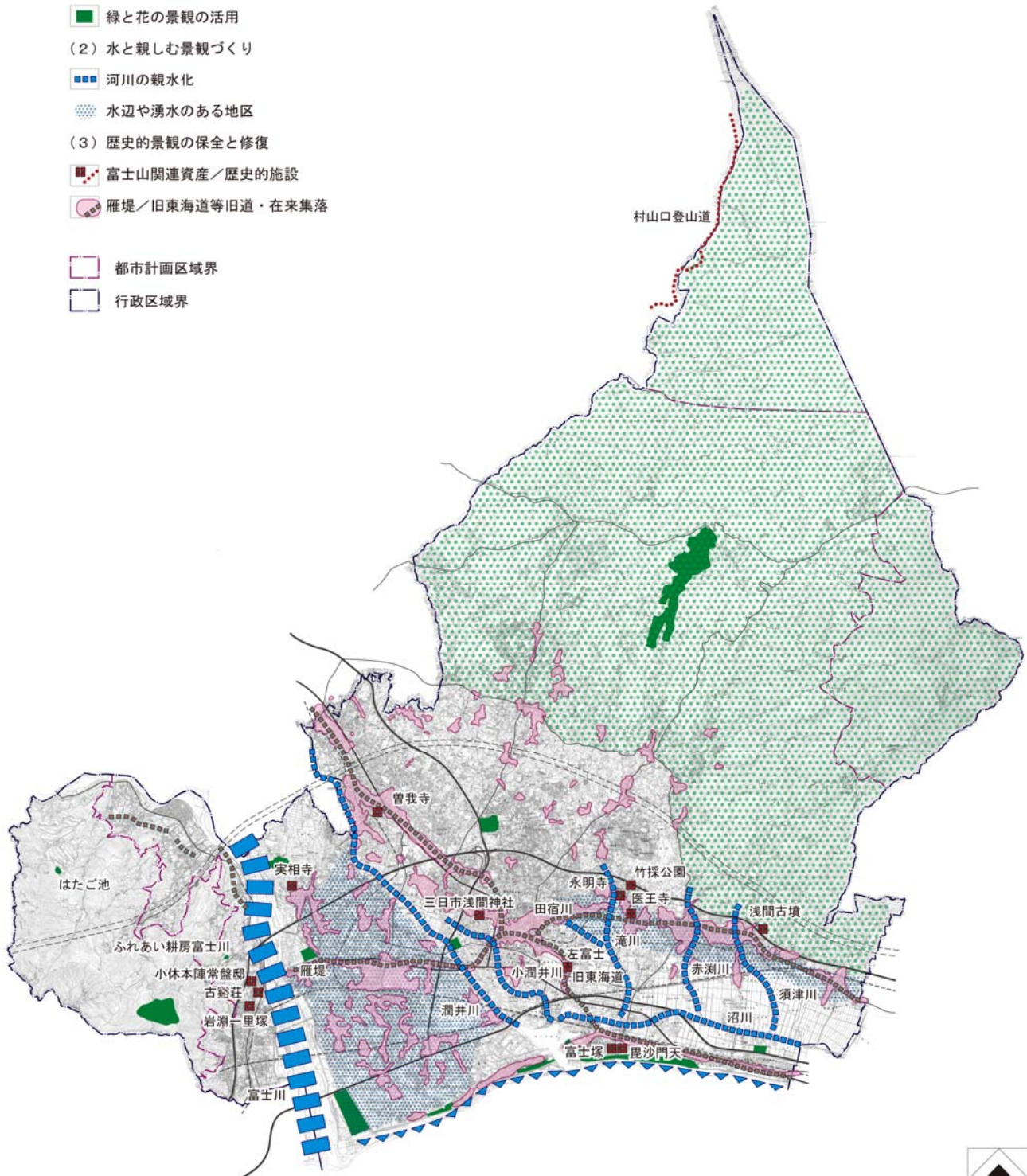
(3) 歴史的景観の保全と修復

 富士山関連資産/歴史的施設

 雁堤/旧東海道等旧道・在来集落

 都市計画区域境界

 行政区域界



□ 4 □ 快適な生活環境づくり

各基本方針に沿った具体的な取り組みや対象は、次のとおりとします。

基本方針 4 - (1) 緑豊かな居住地景観の形成

① 緑豊かな住環境の保全・創出

市民一人一人が敷地内の緑化に努め、庭木、生垣等は十分な手入れを行うようにする。また、地域の美化にも努める。

富士山麓の住宅団地等では、緑豊かな環境や良好な眺望の保全を図る。

土地利用の混在が進んでいる平野部の住宅地では、緑や水を活かしたうるおいとゆとりのある住環境づくりを進める。

《対象》 市内全域の住宅地。

基本方針 4 - (2) 富士山に似合うまち並み景観の形成

① 周辺景観に調和したまち並みづくり

造成や建築物・工作物の建設にあたっては、良好なまちなみ景観の形成及び岩本山や富士山・愛鷹山麓などの高台から見下ろす市街地の良好な眺望景観の形成を図るため、周辺の自然景観や起伏、まち並み景観との調和に努め、突出した印象とならないように配慮する。

商店街、住宅地、工業地などそれぞれの地域の特性を活かした、まち並みづくりに配慮する。

《対象》 大規模建築物等（一定規模以上の開発、建築等）、まち並み景観づくりに取組む地区

② 地域のシンボルとなっている樹木の保全

まち並み景観にうるおいを与えている樹木などの保全に努める。

《対象》 地域のシンボルとなっている大木・樹林。



富士岡地藏堂のイチヨウ

③ 地域のシンボルとなっている建造物の保全

まち並み景観にうおいを与えている建造物などの保全に努める。

《対象》 地域のシンボルとなっている建造物。



杉浦医院（広見公園内）

基本方針4－(3) 市民に親しまれる公共施設の景観形成

① 親しみを持てる公共施設の景観づくり

公共公益施設は、周辺景観との調和に配慮し、まち並み景観づくりを先導する施設デザインに努める。

また、道路については、街路樹の整備、保全に努める。



富士市交流プラザ

《対象》 ふじさんめっせ、富士市交流プラザ、富士川楽座、富士マリンプール、道路など、公共公益施設。

② 公共施設の親水景観づくり

富士山の水に恵まれた環境を身近に感じ、また、アピールできるように、公共公益施設においては、親水施設の設置など水に親しめる景観づくりを行う。

《対象》 ロゼシアター、公園緑地など、公共公益施設。

③ 緑道網の整備

旧街道、河川堤防、水路等と公園緑地等を結ぶ緑道網の整備を図る。

山麓住宅地では、広見公園や運動公園等の整備とあわせた緑のネットワークづくりを図る。



富士緑道

《対象》 旧街道、河川堤防、水路等と公園緑地等。山麓住宅地。


個別方針図 (4/4)


快適な生活環境づくり

(1) 緑豊かな居住地景観の形成


 山麓住宅地

(2) 富士山に似合うまち並み景観の形成

 シンボルとなっている大木・樹木

 シンボルとなっている建造物

(3) 市民に親しまれる公共施設の景観形成

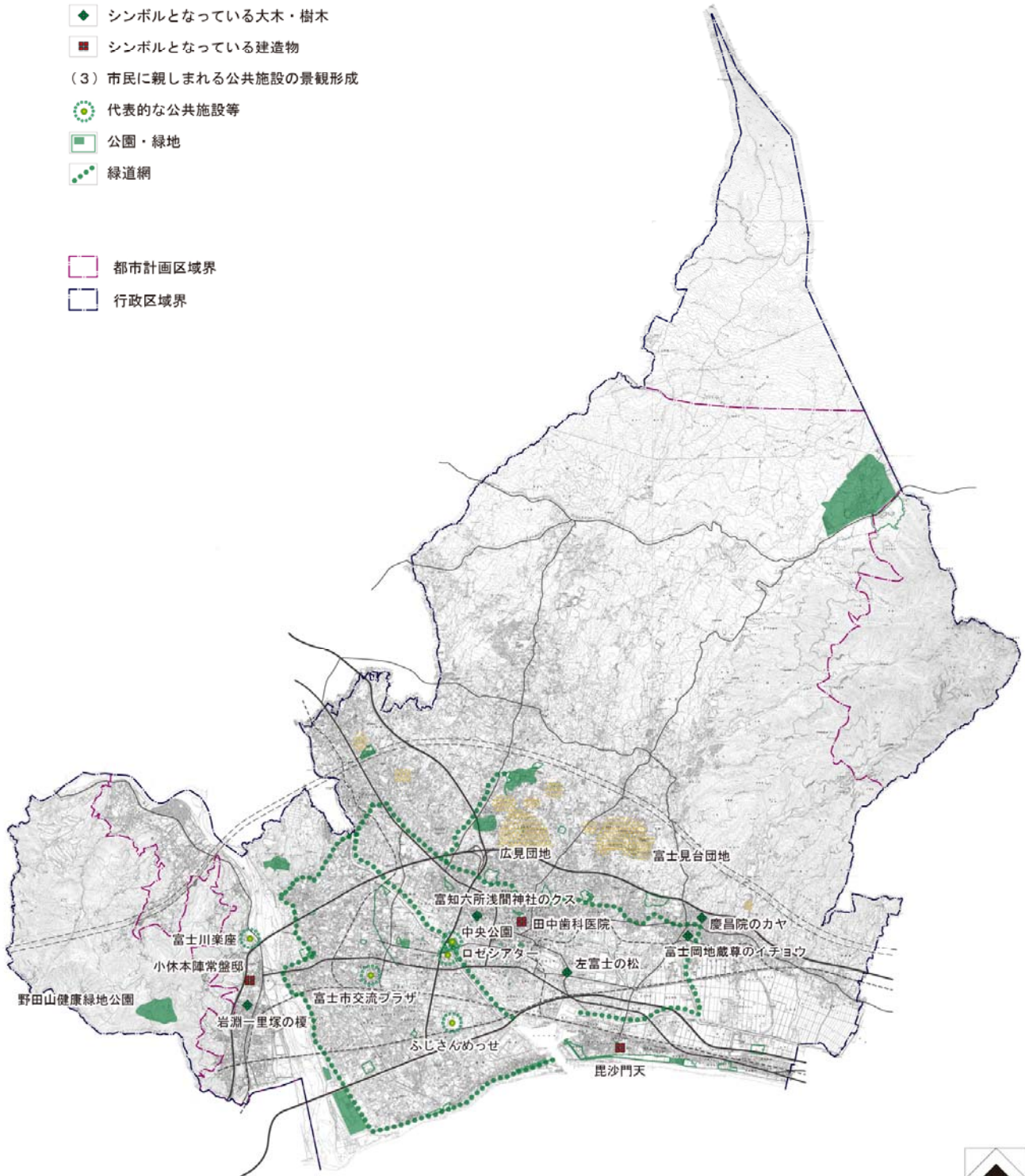
 代表的な公共施設等

 公園・緑地

 緑道網

 都市計画区域界

 行政区境界



□5□ 人が集うにぎわいの景観づくり

各基本方針に沿った具体的な取り組みや対象は、次のとおりとします。

基本方針5-（1）人が集う空間の確保と活用

① オープンスペースの確保と活用

拠点や観光スポット周辺に、人が集えるオープンスペースを確保し、活用を図る。

駅周辺や商店街などの拠点や各地区のまちづくりセンター周辺、観光スポット周辺では、広場や公園、公開空地などを確保する。道路は、広幅員歩道や沿道広場の確保に努める。

公共公益的な施設や大規模建築物等の敷地は、公開空地や通り抜け通路などの確保に努める。



ふじさんめっせ

《対象》 駅周辺や商店街などの拠点や各地区のまちづくりセンター周辺、観光スポット周辺。道路、公園、公開空地
富士川楽座、ふじさんめっせ、富士市交流プラザなど、公共公益的な施設や大規模建築物等の敷地。

基本方針5-（2）まちの楽しさやにぎわいの演出

① 楽しさやにぎわいの演出

伝統的な祭りなどでは、活気やにぎわい、楽しさの演出に努める。また、伝統を後世へ継承する。

イベントが行われる場所では、その場所の雰囲気や情報が伝わるような修景に配慮する。

富士川楽座やふじさんめっせなどにおいて、にぎわい創出事業を推進する。

景観整備にあたっては、歩行者からみた景観づくりに配慮する。



富士甲子神社祭典

《対象》 毘沙門天大祭、吉原祇園祭、富士甲子神社祭典、富士まつり、ふじかわ夏まつり、かりがねまつりなど。富士マリンプール、富士川楽座、ふじさんめっせ、富士市交流プラザ、商店街、中央公園などの公園、広場、道路、河川、田子の浦港などイベント会場となる場所や観光スポット。

② まちの魅力スポットの美観の維持

イベント会場となる場所や観光スポットなどの美観は、市民・事業者・行政が協働で、維持・保全していく。このため、市民、ボランティア団体・NPO、商店街組合、TMOなどと事業者、行政が協働で、施設の整備・管理や清掃に取り組んでいく。

岩本山公園展望台は、富士山麓に広がる市街地の素晴らしい夜景を一望できる魅力的な施設であることから、施設の美観の維持・管理をはじめ、夜景への眺望の確保・保全に取り組んでいく。

富士川楽座内及び東名富士川サービスエリアは、富士山、富士川さらに市街地の景観を眺めることができるとともに、多くの人に富士市の歴史・文化・物産など、本市の魅力を伝える貴重な施設であることから、施設の適切な維持・管理を推進し、イベントの開催など効果的な活用を図る。



富士川楽座

《対象》 駅、商店街、公園、広場、道路、河川、田子の浦港周辺などイベント会場となる場所や観光スポットなどの修景施設。
岩本山公園・富士川楽座などの展望施設と、そこからの眺望。

③ 富士市の景観の特徴を活かした観光交流の推進

富士山及び東海道・富士川を軸とする観光交流を推進するため、東海道、身延道を活かした連携型交流を拡大するとともに、富士山をはじめとする富士市の景観の特徴を活かした新たな観光交流ポイントの発掘と活用努める。



富士山こどもの国

古谿荘を含む周辺一体は、古谿荘の文化財としての保全・整備を図るとともに、歴史文化交流拠点として景観整備を検討していく。

《対象》 富士川楽座、古谿荘、富士山こどもの国など市内の観光交流ポイント。

2) 景観特性同質ゾーンごとの取り組み

景観形成の目標・基本方針に沿った全市的な取り組みを踏まえ、景観特性が同質のゾーンごとの景観形成の取り組みの方向性を整理します。

(1) 自然的景観ゾーン

〈富士山麓、愛鷹山麓、浮島ヶ原、岩本山、富士川西岸山地、駿河湾沿岸などの自然景観が優れた地区〉

① 富士山麓地区

- ・山麓に広がる特色ある農地景観や豊かな自然景観を保全する。
- ・住宅地などにおいては、自然景観と調和する良好な景観を創出する。
- ・景観の保全・育成・創出のためのルールなどを検討していく。

② 愛鷹山麓地区

- ・緑地内の大規模な施設建設に際しては、市街地からの眺望に配慮する。
- ・自然地の市民の触れ合いの場として活用にあたっては、自然景観と調和する良好な景観を創出する。

③ 浮島ヶ原地区

- ・浮島ヶ原の特徴ある自然景観を保全する。
- ・沼川等の活用にあたっては、自然景観と調和する良好な景観を創出する。

④ 岩本山地区

- ・斜面緑地を保全する。
- ・岩本山公園からの眺望を保全する。
- ・眺望を阻害する施設などの立地規制などを検討していく。

⑤ 富士川西岸山地地区

- ・開発を抑制し、市街地の背景となっている豊かな自然景観を保全する。
- ・野田山などにおいては、市民のやすらぎや憩いの場として、豊かな自然環境を活かした整備や活用を図る。

⑥ 駿河湾沿岸地区

- ・駿河湾に面する海岸線とその背後の松林を保全するとともに地元住民との協働により適切な維持・管理を行う。
- ・公園・緑地の整備にあたっては、良好な景観の形成に努める。
- ・貴重な動植物等が豊富な富士川河口部は、良好な自然環境・自然景観を保全する。

(2) 商業地景観ゾーン

＜富士駅前商業地、吉原商店街、富士中部・市役所周辺商業業務地、幹線道路沿道などの商業・業務施設が集積した都市景観を有する地区＞

- ・富士市を代表する市街地にふさわしい、魅力的なまち並み景観やにぎわいを創出する。
- ・建築物・工作物や屋外広告物などの形態、色彩などのルールなどを検討していく。

(3) 住宅地景観ゾーン

＜富士山・愛鷹山麓などの山麓住宅地、富士川地区・元吉原地区旧東海道筋や根方街道沿いなどの風土的住宅地、旧富士地区の在来集落から発展してきた平地住宅地などの各住宅地区＞

① 山麓住宅地区

- ・自然景観と調和する住宅地景観を創出する。
- ・景観の保全・育成・創出のためのルールなどを検討していく。
- ・公園等の緑の拠点を核にした、緑のネットワークを創出する。
- ・大規模な施設建設に際しては、市街地からの眺望に配慮する。

② 風土的住宅地区

- ・神社・仏閣や河川・水路等の資源を生かした景観を創出する。
- ・大規模な施設建設に際しては、住宅地景観との調和に配慮する。

③ 平地住宅地区

- ・河川・水路を生かしたうるおいのある景観を創出する。
- ・景観の保全・育成・創出のためのルールなどを検討していく。
- ・大規模な施設建設に際しては、住宅地景観との調和に配慮する。

(4) 工業地景観ゾーン

＜工場が集積する地区＞

- ・大規模な施設建築に際しては、周辺の景観との調和を図るとともに、幹線道路・鉄道や、主要な眺望点などからの眺望に配慮する。
- ・田子の浦港周辺の倉庫・工場の建替え及び塗り替えにおいては、良好な港湾景観の形成に配慮した色彩・デザインとする。
- ・不用煙突の撤去を推進する。

5 景観形成推進方策

富士山をはじめとする優れた自然景観と宿場町及び産業のまちとして培われてきた歴史的文化資産とが織り成す景観は、私たち市民にとってかけがえのない財産です。

景観形成の基本目標・基本方針を踏まえ、景観法や関連法制度等を活用し、市民・事業者・行政が協働で富士市らしい良好な景観づくりを進めるための体制や施策などを整理します。

1) 協働により景観形成を推進する体制づくり

市民・事業者・行政が協働で景観づくりを進めるために、体制づくりや環境づくりに取り組みます。

① 景観情報の収集や発信

- ・ 景観や景観づくりについて、市民・事業者・行政が共通の認識を持てるように、景観に関する情報を入手し、研究できる環境を整え、景観に対する意識を高める。

《施策例》

- ・ インターネットを利用した情報発信。
- ・ 景観に関するパンフレットの作成、配布。
- ・ 出前講座などによる普及、啓発。
- ・ 景観に関するシンポジウム、セミナー等の実施。
- ・ 良好な景観形成に取り組む団体・地域等のPR。
- ・ 行政が主催する景観保全や環境美化・修景演出などの活動に市民参加を呼びかける。
- ・ 近隣市町や関係行政機関との連携、情報の共有

② 景観形成推進支援組織の設置

- ・ 市民・事業者・行政が、景観について話し合い、協働で景観形成を進めていける環境を整える。

《施策例》

- ・ 景観審議会

景観計画及び景観形成基本計画や、良好な景観形成に関する重要な事項等について調査審議するため、条例に基づき、学識経験者や公募市民などで構成する景観審議会を設置する。

- ・ 景観整備機構の指定

景観重要建造物・樹木・公共施設等の維持管理や、地域の良好な景観の形成を促進するための業務等を行う公益法人又はNPO法人を、景観整備機構に指定する。

- 景観整備機構指定事例

- ・ 静岡県指定景観整備機構：(社) 静岡県建築士会、(社) 日本造園建設業協会、(社) 静岡県造園緑化協会

- ・ 景観協議会の設置

特定の地区における良好な景観の形成に関する協議、あるいは広域の景観に関する協議などを行うため、必要に応じて景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等により景観協議会を組織し、連携を図る。

- ・ 富士山地域景観協議会：富士山地域について、市町域を越えた広域景観を守り育て、次世代に残すために設置。県及び関係市町等と景観施策の情報交換を行うとともに、課題についての対策を検討していく。

③ 協働による景観形成を推進する枠組み整備

- ・ 市民・事業者と行政が協働により良好な景観づくりを推進できるように、行政は必要な支援、規制・誘導を推進する体制・環境を整える。

《施策例》

- ・ 景観条例の改訂
- ・ 景観法等に基づく施策の導入
- ・ 景観アドバイザー制度の創設・活用

公共事業や景観形成活動等、市の良好な景観形成に関する重要な事項について助言等を得るため、学識経験者などを景観アドバイザーに選定する。

また、地域の景観形成の取り組みを支援することにより、市域の良好な景観形成を促進するため、住民の求めに応じ、随時、景観に関する専門家を景観アドバイザーとして派遣する。

- 景観アドバイザーの選定（例）

- ・ 景観審議会委員
 - ・ 景観整備機構関係者
 - ・ 関係行政機関職員・市職員 など

- アドバイザーの業務（例）

- ・ 市が行う景観形成活動や、主要公共事業等に対する景観に関する助言
 - ・ 市やNPOなどが行う景観に関するセミナー等での講演

- ・住民団体などが行う景観形成活動等への助言、指導 など
- ・景観まちづくり活動に取り組む団体・地域等の支援
 - (例) 厚原北部まちづくりの会などの活動に対する支援 など

- ・景観計画の提案団体の認定

一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として設立された団体を、条例に基づき景観計画の提案団体として認定し、景観形成重点地区の指定などについて、指導及び支援を行う。



緑化推進事業（厚原北部地区）

- ・表彰

良好な景観の形成に貢献したと認める個人又は団体を表彰する。

- ・助成

景観重要建造物・樹木の所有者や、良好な景観の形成に貢献すると認められる活動を行う個人又は団体に経費の一部を助成する。

- (例) 富士市花の会・富士ばら会など緑化団体への助成
- 海岸保安林の保護育成管理に対する助成
- わき水田宿川委員会の活動に対する助成 など

- ・アダプション・プログラムの導入推進

市民活動団体が道路・公園等の公共施設の美化活動など一部の管理を行う代わりに、行政はその活動に必要な支援を行い、市民活動と行政との協働により良好な景観の創出を図る。

- (例) 青葉通りの清掃活動 など

- ・NPO、市民活動団体と行政の協働

富士山ろくの良い景観形成の推進に関する活動等を行うNPO、市民活動団体との協働に積極的に取り組み、良好な景観の創出を図る。

- (例) 須津川や、田宿川、沼川の美化活動 など



2) 景観形成重点施策

景観形成のためには多様な取り組みが必要ですが、以下の施策は重点的に取り組んでいきます。

① 協働による景観形成推進のための制度の導入

- ・ 市民・事業者の景観形成への取り組みを支援するとともに、また、景観形成を誘導する施策を担保するために、各種法制度などを積極的に導入していく。

- ・ 景観計画の追加・充実
- ・ 景観法に基づく施策の積極的導入

(景観地区指定の検討、地区計画の区域内における建築物の形態意匠の制限に関する条例の検討、景観協定の認定、導入促進、景観整備機構の指定、景観協議会の設置 など)

- ・ 都市計画法他関係法令施策の推進

都市計画法：高度地区・地区計画などの検討。

文化財保護法：文化財の保全・活用。

電線共同溝法：景観重要道路の電線共同溝整備道路への指定 など

② 富士山麓などの森林・里山の緑地・農地の景観保全

- ・ 富士・愛鷹山麓、富士川西岸山地の森林・茶畑・果樹園、市街地近郊の緑地・里山・茶畑、浮島ヶ原の湿原・農地などの自然・農地景観を保全し、みどりの景観形成を図る。

- ・ 対象：大淵・岩本山・愛鷹山麓の茶畑、富士・愛鷹山麓の森林、
岩本山・富士山西岸山地の斜面緑地、浮島ヶ原の水田

- ・ 富士・愛鷹山麓の緩やかに広がる裾野の雄大な景観を保全するため、当該地域における一定規模以上の土地利用事業については事前に届出を義務付け、景観への影響を極力抑制するよう協議・誘導を行う。
- ・ 近隣市町とも連携し、富士山の美化・清掃活動に積極的に取り組む。富士山麓ブナ林創造事業の実施により、貴重な自然を適正に保全・創造し、後世に継承していく。



③ 富士山の眺望に配慮した景観形成

- ・ 富士山の眺望に配慮し、富士山を背景とした良好なまち並み景観の形成を図る。景観形成の指針を富士市景観計画に定め、配慮を求める。
- ・ 富士山の眺望が優れ、多くの人々が利用する公共的な場所は「眺望点」に指定し、修景・環境整備に努める。

また、眺望を確保するために、「眺望点」からの眺望方向の地域を「眺望景観保全区域」に指定し、区域内の建築物等の景観を誘導していく。

・「眺望点」の指定の検討

景観条例への位置づけや、富士山百景プロジェクトの推進（該当地点の修景整備など）を検討、調整していく。

候補地：新富士駅、広見公園、富士IC、田子の浦港、中央公園、岩本山公園、富士総合運動公園、富士川緑地・雁堤、浮島ヶ原、丸火自然公園など富士山百景エリア、新幹線富士川橋、野田山健康緑地公園など

- ・「富士山眺望景観保全区域」の指定の検討
- ・富士愛鷹山麓地域における大規模土地利用事業計画の届出制度の運用
- ・富士山フロント工業団地における景観協定の導入

④ 富士山の恵みの水を活かした景観形成

- ・ 市街地内にある湧水、河川、用水路など、富士山の恵みの水を活かし、うるおいを感じる景観形成を図るため、水質の向上や水辺景観の保全に努めるとともに、水に親しめる施設整備、施設周辺の建築物等の景観誘導、歩行者ネットワークの整備、良好な環境・景観のPRなどを推進する。

泉の郷

- ・湧水を活かした親水施設整備にあわせ、良好な景観の維持管理、蛍の鑑賞会などの活用、PRなどについて、関係者とともに検討していく。

田宿川

- ・たらい流し川まつり、ボランティア清掃、花飾りなど、湧水河川の魅力や景観の向上、活用などに取り組む市民活動を支援していく。

その他の河川・水路等

- ・富士川、潤井川、須津川、滝川、富士地区の用水路網など



⑤ 工業地・工場施設の景観形成

- ・ 活力に満ちた豊かなまちとするため、工業地・工場施設について、緑化、修景、不用煙突の撤去、工場施設の色彩誘導を推進し、良好な景観形成を図る。工業地・工場施設における景観形成の指針を富士市景観計画に定め、配慮を求める。

不用煙突撤去の推進及び煙突色彩の誘導

対象：既設で高さ20m以上の煙突（新設は高さ15m以上）

- 誘導措置
- ・ 既設で使用していない煙突の撤去
(モデル事業として補助)
 - ・ 既設で高さ60m以上の赤白塗装の煙突の色彩変更
 - ・ 新設物件の色彩誘導

工場施設の色彩誘導

- ・ 工場地色彩ガイドラインのPRを推進する。

緑化、修景等

- ・ 新設工業団地などにおいて、景観形成のための基準の導入を検討、協議していく。(富士山フロント工業団地における景観協定の導入など)

<煙突色彩変更例>



塗替前



塗替後（中光度白色航空障害灯設置）

⑥ 大規模建築物等の景観誘導

- ・ まち並み景観を構成する建築物、あるいは、森林・緑地の中に立地する建築物等のうち、一定規模以上の建築物等については、周辺景観と調和する良好な景観を形成するように、形態・色彩などを適切に誘導していく。
- ・ 対象とする行為は、以下のとおり。届出対象とする規模及び制限内容は、富士市景観計画に定める。
 - ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 工作物（垣・さく・擁壁、高架水槽・冷却塔・実験塔、煙突・排気塔、記念塔、石油タンク・ガスタンク、電波塔・送電用鉄塔、高架道路・高架鉄道・橋梁・横断歩道橋など）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ・ 届出対象行為については、著しく目立つことがないように周辺景観と調和させ、また、立地する地域の景観の向上に資するように、以下のようなことへの配慮を誘導していく。

＜著しく目立たないようにするために、以下の3点について配慮をうながす＞

ア 眺望景観を阻害しない

- ・ 良好な眺望景観の中では、眺望地点から眺望対象への見通しを遮らないように配慮する必要があり、「見通しを遮るような配置や規模、形状とならない」ようにする。

イ 地域景観の基調に馴染ませる

- ・ 中景や遠景で見たとき、立地場所周辺の景観の基調に対して著しく目立つ景観とならないように、「景観の基調に馴染ませる」よう、以下のような配慮をする。
 - ・ 高さや幅をできるだけ抑える。
 - ・ 景観の中に占める面積割合をできるだけ抑える。
 - ・ 外観を分節する、陰影や質感を合わせる。
 - ・ 彩度を抑えたり、色相や明度を合わせたりする。
 - ・ 植栽などで囲い、目立たなくする。 など

ウ 圧迫感を軽減する

- ・ 規模が大きい行為は、近景で見たとき、圧迫感を与えないように「壁面後退や敷地外周部への修景」などに配慮する。

＜地域景観の向上に寄与するために、以下の2点について配慮をうながす＞

ア 地域景観の魅力を高める

- ・ 対象行為が積極的に周辺景観との調和を図ることにより、地域の景観の向上が期待されることから、周辺植生にあわせた緑化や周辺のまち並みの特徴にあわせた施設デザインなどの導入に配慮する。
- ・ 地域のシンボルやランドマークとすることもできるが、必要以上に象徴性や識別性を高めることで、著しく目立つ景観とならないように配慮する。

イ まち並み景観や周辺環境を向上する

- ・ 壁面後退部分などへの修景や広場や歩道などのオープンスペースの創出など、周辺環境の向上に配慮する。

(以上を踏まえた誘導内容を次頁表に示す。)

- ・ 対象行為には、届出を義務づけ、基準に沿うように指導していく。また、違反行為に対しては、勧告や変更命令などの罰則（法規制及び行政指導）を適用できるようにしていく。

■大規模建築物等の誘導内容

誘導項目		誘導内容
項目	細目	
配置	眺望	・富士山の眺望を阻害しないような配置に努める。
	基調	・周辺の地形やまち並みなど周辺景観の基調から突出した印象とならないような配置に努める。
	壁面後退	・道路等公共施設に面する壁面などは後退に努め、修景や広場・歩道状の空間、植栽のための空間を確保する。 ・隣地に面する壁面などは後退する。
建築物等の外観	形態	・高さは、地形やまち並みなど周辺景観の基調と調和するように努める。
		・屋根形状は、地形やまち並みなど周辺景観の基調と調和するように努める。
	壁面デザイン	・形態は、地形やまち並みなどから突出した印象とならないようにする。
		・壁面デザインは、周辺景観の基調と調和するように努める。
		・壁面デザインは、単調な大壁面による威圧感をできる限りなくすように努める。
色彩	・周辺景観の基調色に近い色相や明度とし、彩度は抑える。 ・企業のシンボルカラーなどにより色を選定する場合においても、高彩度色を見付面積の1/5以上使用することは避ける。 ・木、コンクリート、ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにする。	
材料	・材料は、周辺景観との調和に配慮し違和感のないものを使用する。 ・材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものを使用する。	
付帯設備	屋外広告物	・周囲の景観と調和し、良好な景観の形成に配慮した色彩、形状、意匠、規模とする。
	屋上に設置する設備、外壁に取り付ける設備	・屋上に設ける設備（給配水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにする。 ・外壁に取り付ける設備や配管は、建築物と一体的な外観とする、または目隠しなどにより見えないようにする。
	屋外階段 立体駐車施設など	・屋外階段、立体駐車施設などは、建築物と一体的な外観となるようにする。
建築物等の外構	付属施設 ・駐車場	・駐輪場、電気室・機械室、ごみ置き場などは、道路等から見えにくい部分に配置するように努め、見える位置になる場合は、緑化や修景などによる目隠しに努める。 ・駐車場は、舗装材の選択や周辺の緑化などにより、景観的演出に配慮する。
	外柵や塀、門柱・門扉	・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとする。
	植栽等	・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮する。
		・敷地内や建築物等の緑化や花による修景に努める。
道路に面した空地	・道路等に面した壁面後退部分の空地は、歩道や広場として開放する、あるいは施設の圧迫感を軽減するため、植栽等により修景する。	

⑦ 景観重要建造物・景観重要樹木等の景観保全

景観重要建造物等

- ・ 地域景観の中でシンボルとなっている建造物は、良好な景観を保全するため、所有者・管理者とともに、良好な景観維持、管理のための具体的な方策を検討していく。

具体的な方策について所有者・管理者と合意が得られた建造物は、景観計画に定める方針に基づき、景観重要建造物等に指定し、保全していく。

《国指定重要文化財》

- ・ 古谿荘（岩淵）

《景観重要建造物候補》

- ・ 国登録有形文化財：旧小休本陣「常盤家住宅主屋」（岩淵）
- ・ 静岡県歴史建築物リスト掲載物件：田中歯科医院（吉原）
毘沙門天妙法寺（今井）

- ・ 県指定文化財：稲垣家住宅
（広見公園）

- ・ 市指定文化財：9棟



田中歯科医院

景観重要樹木等

- ・ 地域景観の中でシンボルとなっている樹木の景観を保全するため、所有者・管理者とともに、良好な景観の形成、維持、管理のための具体的な方策を検討していく。

具体的な方策について所有者・管理者と合意が得られた樹木は、景観計画に定める方針に基づき、景観重要樹木等に指定し、保全していく。

《景観重要樹木候補》

- ・ 地域の歴史、文化を象徴する樹木：岩淵一里塚のエノキ（岩淵）、
旧小休本陣常盤家の榎（岩淵）、
左富士の松（依田橋町）
- ・ 県指定天然記念物：富知六所浅間神社の大クス（浅間本町）、
慶昌院のカヤ（中里）、
富士岡地藏堂のイチョウ（富士岡）
- ・ 市指定天然記念物 19本
- ・ 市保護樹木 54件・148本（21年4月現在）



岩淵一里塚のエノキ



旧小休本陣常盤家の榎



左富士の松

⑧ 景観重要公共施設の景観保全・景観形成

- ・ 良好な景観の形成を進めるに当たっては、行政が先導的役割を果たすことも大切であるため、地域景観の中でシンボルとなっている公共施設、あるいは、景観上重要な地域に立地する公共施設は、良好な景観を保全・創出するため、管理者とともに、良好な景観の形成、維持、管理のための具体的な方策を検討していく。

具体的な方策について管理者と合意が得られた施設は、その内容を景観計画に記載し、計画に即して整備・管理を行っていく。

《景観重要公共施設候補》

道 路

- ・ 電線が地中化され富士市のシンボルとなっている道路：青葉通り（臨港富士線）
- ・ 富士山の眺望の良い道路：富士見大通り（田子浦伝法線）、沖田大通り線、田子浦鷹岡線、吉原浮島線、富士山スカイライン（富士公園太郎坊線・富士宮富士公園線）、国道469号、富士川蒲原線
- ・ 現在整備中あるいは今後 整備を行う道路で、地域の良好な景観の形成に重要なもの：本市場大淵線、富士インター線（第二東名）、新々富士川橋（富士川雁堤線）
- ・ 緑道：富士緑道、富士中央歩行者道
- ・ 歴史的面影の残る道路：旧東海道

公 園

- ・ 富士山百景エリアに含まれる公園：富士川緑地、雁堤、岩本山公園、米の宮公園、富士西公園、広見公園、富士総合運動公園、丸火自然公園、中央公園、浮島ヶ原自然公園、浮島沼釣り場公園、原田公園、富士山



広見公園

こどもの国

- ・豊かな自然を活かした公園：野田山健康緑地公園
- ・富士山の湧水を活かした公園：湧水公園、鎧ヶ淵親水公園
- ・現在整備中あるいは今後整備を行う公園で、地域の良好な景観の形成に重要なもの：比奈公園、(仮称) 富士シンボル緑地

河 川

- ・潤井川、富士川、田宿川、沼川、須津川、下堀川、滝川 など

港 湾

- ・田子の浦港

⑨ 屋外広告物の景観誘導

- ・まち並み景観と調和した屋外広告物の景観形成を図るため、屋外広告物の形態などを適切に誘導していく。景観行政団体として独自の条例の制定が可能となったことから、富士市屋外広告物条例を制定し、運用していく。

- ・富士市屋外広告物条例の制定、運用

景観行政団体である市町村の特例（屋外広告物法第28条）を活用し富士市屋外広告物条例を定め、制限・誘導を行っていく。

地区計画により屋外広告物の設置を制限している新富士駅南地区、富士見台住宅団地地区、富士中部地区及び富士市役所周辺地区、基盤整備中の第二東名IC周辺地区、富士山フロント工業団地などにおいて、新たな条例に基づく許可の基準などを検討する。

現在規制地域外の区域についても、必要に応じ規制地域への追加を検討する。

- ・富士市屋外広告物基本計画の策定
- ・違反広告物の是正指導
- ・違反簡易広告物の積極的除却
- ・9月10日の「屋外広告の日」事業の拡大
違反簡易広告物一斉除却作業への市民ボランティア等住民参加の呼びかけを行うなど、屋外広告物行政の啓発に努める。

⑩ 景観形成重点地区における景観形成

- ・良好なまち並み景観形成を特に推進する地区は、景観形成重点地区に指定して、緑化、修景、建築物等の景観誘導などを推進する。
- ・景観形成重点地区は、景観法に基づく景観地区、景観協定および景観重要公共施設、都市計画法に基づく地区計画などの指定を検討していく。

- ・ 景観形成重点地区の関係者は、以下のようなことに取り組んでいく。
 - ・ 建築物などの外観や外構を調和させるためのルールをつくる
 - ・ 生垣や花壇、宅地内樹木などによる緑化のルールをつくる
 - ・ ルールを守る仕組みを導入する。
 - ・ ルールに沿った建築や緑化を進める
 - ・ 歩道や公共施設などの景観を向上する
 - ・ 美観を維持、管理する など
- ・ ルールを守る仕組みには景観法に基づく「景観地区」の指定や「景観協定」の締結などがあり、地区関係者の合意形成が不可欠であるため、合意形成に向けて以下のようなことに取り組んでいく。
 - ・ 良好な景観づくりに関心のある関係者で話し合う
 - ・ 地区に必要な取り組みを研究する「地区景観協議会」を組織する
 - ・ 協議会を開催し、地区に必要な取り組みを整理する
 - ・ 区域やルールなどを検討する
 - ・ ルールを守る仕組みを検討する（申し合わせ、協定、地区指定など）
など
- ・ 「地区景観協議会」などに対しては、以下のような支援をしていく。
 - ・ 活動初期における自主的な勉強会や研究会、協議会に対して、情報提供やアドバイザー派遣などの技術的な支援を行う。
 - ・ まち並み景観形成のためのルールの導入を検討する場合、情報提供やアドバイザー派遣などの技術的な支援や活動経費に対する助成を行う。
 - ・ ルールに沿ったまち並み整備に掛かる経費に対し、一部を助成する。
- ・ 住民との合意が得られ、景観形成重点地区や景観地区に指定し、きめ細かいルールを定める場合には、富士市景観計画に当該地区における方針や行為の制限等の追加記述を検討するものとする。
- ・ 「景観形成重点地区」における景観形成は、次に示すように、全市的な観点で景観上重要な地区（①～⑫）や市民、事業者が主体的に景観形成に取り組む際のモデル的な地区（⑬、⑭）を候補として取り組んでいく。

（次の①～⑫に掲げる地区のうち、富士中部地区・市役所周辺地区（①関係）及び新富士駅南地区（②関係）においては、地区計画制度を導入済）

「景観形成重点地区」候補地区と景観形成の概要

区分	地区等名称（仮称）	対象の概要	景観形成の方向性
全市的な観点で景観上重要な地区	① 中央公園周辺地区 （富士中部地区、 市役所周辺地区）	・青葉通り及び富士見大通り（シンボル道路）沿道の市街地	<ul style="list-style-type: none"> 中央公園及びシンボル道路である青葉通りを景観重要公共施設に位置づけ、良好な景観の形成に努めるとともに、その周辺一帯において富士市の顔となる市街地景観を形成する。 富士山を正面に仰ぐ富士見大通りは、素晴らしい富士山眺望を活かすため、沿道建物や屋外広告物の規制・色彩誘導等を推進する。 建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	② 新富士駅周辺地区 （駅北地区、 駅南地区）	・新幹線駅周辺の市街地	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線駅からの富士市への入口であり、広域からの来訪者が最初に目にする事から、広域拠点にふさわしい駅前市街地景観を形成する。 建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	③ 富士駅周辺地区	・J R 富士駅周辺の市街地	<ul style="list-style-type: none"> 東海道線・身延線駅からの富士市への入口であり、近隣からの来訪者や多くの市民が目にする事から、富士市の顔となる駅前市街地景観を形成する。 建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	④ 第二東名 I C 周辺地区	・第二東名 I C 周辺の市街地	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路 I C からの富士市への入口であり、広域からの来訪者が最初に目にする事から、良好な I C 周辺市街地景観を形成する。 建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	⑤ 本市場大淵線沿道地区	・本市場大淵線沿道の市街地、農地	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の眺望に優れた道路・沿道景観を形成する。 幹線道路の建設にあわせて、電線類の地中化、景観に配慮した道路施設（高架、橋梁）の整備、潤井川の親水化、沿道の市街地内農地景観の保全、沿道の建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。

区分	地区等名称（仮称）	対象の概要	景観形成の方向性
全 市 的 な 観 点 で 景 観 上 重 要 な 地 区	⑥ 吉原商店街 周辺地区	・吉原商店街周辺の市街地	・東海道宿の歴史を継承し、人が集いにぎわいのある商店街景観を形成する。 ・建築物や屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	⑦ 田子の浦港周辺 地区	・田子の浦港周辺の港湾施設、土木施設、事業所などの市街地及び海岸沿いの緑地	・港の整備やシンボル緑地の建設にあわせて、富士山や駿河湾、伊豆半島などへの眺望を確保し、これと調和する施設景観の誘導などにより、魅力的な港の景観を形成する。 ・建築物や外構、屋外広告物、土木施設などの景観に配慮し、良好な景観を形成する。
	⑧ 泉の郷地区	・湧水を活用した浸水空間周辺の市街地	・湧水を活用した親水空間の整備にあわせて、うるおいの感じられる地域景観を形成する。 ・建築物や外構などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	⑨ 岩淵宿周辺地区	・旧東海道沿いのまち並み	・古くから人々の交流の歴史を有する地区として、数々の旧跡を活かした旧東海道間の宿の面影の残るまち並み景観を形成する。 ・古谿荘の保全・整備を図るとともに、歴史的文化交流拠点として周辺一帯の景観整備を促進する。
	⑩ 富士川沿岸地区	・富士川の河川敷、堤防と、富士川楽座	・緑地公園やスポーツ広場、総合体育館、富士川楽座などのスポーツ・レクリエーションのための用地が広がる東岸と西岸を一体的に整備し、文化、歴史、スポーツ、レクリエーションが融合した、にぎわいのある地域景観を形成する。
	⑪ 富士山麓の茶園	・大淵、今宮地区に広がる茶畑などの農地の文化的景観	・富士山麓の特徴的な土地利用として古くから営まれている茶園が広がる文化的景観の保全を図る。 ・建築物、工作物、屋外広告物などの建築の際は周辺景観に調和したものとする。
	⑫ 富士山フロント 工業団地	・工業団地17区画 (42.57ha)	・富士山麓の豊かな自然と調和する緑豊かな工業団地を目指す。 ・富士山の眺望景観に配慮し、建築物の高さの制限、色彩の誘導、屋外広告物の設置の制限等を行う。 ・富士山を望む南北方向の幹線道路を横断する電線を地中化する。電柱は景観に配慮した色彩とする。

区分	地区等名称（仮称）	対象の概要	景観形成の方向性
景観形成の取り組みモデル地区	⑬ 大規模工場と周辺市街地	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に大規模工場が接する地区 工場と共生する景観形成に取り組む意欲のある地区 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活空間に隣接して工場が立地する地区において、工場と共生する地域景観を形成する。 工場敷地の外周部の修景、工場施設の景観、工場周辺の公共施設やまち並みの景観などに配慮し、良好なまち並み景観を形成する。
	⑭ 既存住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 在来集落から発展してきた住宅系市街地や新興住宅地など 住宅地景観の向上に取り組む意欲のある地区 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史やうるおいの感じられる地域景観を形成する。 蔵や古木、豊かな宅地内植栽などの保全、公共施設の景観形成、建築物や外構、屋外広告物などの景観に配慮し、良好なまち並み景観を形成する。



重点地区位置図